

(3013.12) 「死後事務委任契約」について

死後事務委任契約についてご存知ですか？ずっと一人でいた人、最終的に一人になった人も含めて、言葉どおり自分亡き後に、納骨や供養、生活品の処分など、頼める人がいない場合に、親戚も含めた第三者と決めておく契約です。

今後、自身の財産管理ができなくなったときの「財産管理委任契約(代理権を与える人を選んで管理内容を決めて委任。判断能力が低下していない場合でも利用できる)」や「任意後見契約(判断能力低下した場合に備えて、療養看護の手続きなどを代理でおこなう後見人を事前に選び契約)」、「死後事務委任契約」などの契約があります。

高齢者のシングルが多い首都圏では「遠い親戚より、近くの他人」が大切です。

単身者だけではなく、ご夫婦でも、どちらか亡くなると身内や親戚がいないという人は早めに対処をしたほうが良いと思います。

認知症になって、成年後見制度を使うとしても、後見人は、葬儀や埋葬まではしませんし被後見人が死亡した時点で任務は終了です。

「死後事務委任契約」は、死後の手続きをする点で遺言執行人の仕事と似ていますが、内容には違いがあります。「死後事務委任契約」の受任者は、第三者と契約することが多いですが、必要費用と報酬は事前に渡すので、信頼のおける人であれば、弁護士や司法書士などの資格者に限らず誰とでもよいのですが、お金が絡むことですから、公正証書での契約をした方がよいでしょう。

くれぐれも、詐欺には十分気をつけてください。